

21 日 獣 発 第 135 号

平成 21 年 8 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久  
(公印及び契印の押印は省略)

### **畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準)の公表について**

今般、平成 21 年 8 月 14 日付け 21 消安第 4973 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、同省では生産農場における衛生管理の向上対策として、危害要因分析・必須管理点 (HACCP) の考え方を取り入れた、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理(いわゆる農場 HACCP)の導入を推進し、平成 19 年度から、その必須事項や透明性確保の観点に基づき、国際基準 (Codex 委員会) に調和した農場 HACCP の認証基準について検討されてきたところであり、今般、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準)」として策定されたので、関係者への周知徹底及び本基準の活用による各地域における農場 HACCP 等飼養衛生管理向上の取組についての指導を求めたものです。

なお、生産農場における HACCP システム等の安全性確保システムの普及・推進のための方策につきましては、本会の産業動物臨床部会食の安全を担う産業動物臨床検討委員会において検討され、本年 7 月、同委員会から「食の安全確

保のための家畜の生産工程管理（HACCP システム等）と産業動物臨床の方向」  
として報告されています。本報告は日本獣医師会ホームページに掲載されてい  
るので、申し添えます。

また、通知の別添の「農場HACCP認証基準」については、農林水産省ホーム  
ページ ([http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_haccp/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/index.html))  
に掲載されました。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21消安第4973号  
平成21年8月14日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）の公表について

食品の安全に対する国民の関心が高まる中、畜産物の安全性向上のためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等による畜産物汚染のリスクを低減し、健康な家畜及び畜産物を生産することが重要です。

このため、農林水産省では、家畜伝染病予防法第12条の3に、家畜の所有者が遵守すべき飼養に関する基本的な衛生管理の方法を飼養衛生管理基準として定めるとともに、生産農場に危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（いわゆる農場HACCP）を推進してきたところです。

この農場HACCP導入に関し、その必須事項や透明性確保の観点から、平成19年度から、国際基準（Codex委員会）に調和した農場HACCPの認証基準について、農場生産衛生管理技術等向上事業を活用しつつ検討してきました。

今般、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）」として別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせするとともに、貴会会員各位等に周知していただくようよろしくお願いいたします。

今後とも本基準を活用し、各地域における農場HACCP等飼養衛生管理向上の取組について御指導の程よろしくお願いいたします。

